

認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームつきの樹
重要事項説明書

医療法人社団 紀洋会

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームつきの樹
重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 紀洋会
(2) 法人所在地 兵庫県丹波篠山市東吹 1015 番 1
(3) 電話番号 079-594-1616
(4) 代表者氏名 理事長 余田洋右

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
(2) 事業の目的・運営方針 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームつきの樹 (以下「当施設」という。)は、要介護状態・要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、一人一人が住み慣れた地域の中で、人間らしい生活を維持できるように、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、様々なサービスを柔軟に組み合わせ、利用者各個人の人格を尊重しつつ、それぞれ個人の役割を持った日常生活を家庭的な環境のもと過ごしていただくようにします。また、地域住民との交流を図り、地域活動にも参加します。

(3) 事業所の名称

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームつきの樹

- (4) 事業所の所在地 兵庫県三田市けやき台 3 丁目 75 番 3
(5) 電話番号 079-565-8070
(6) 事業所長氏名 橋本 明美
(7) 登録人数 18 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 三田市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
-----	------

※受付・相談については、随時行います。

4. 職員の配置状況

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
事業所長(管理者)	1人(兼)		事業内容調整
介護支援専門員		1人以上	サービスの調整・相談業務
介護職員	10人以上	6人以上	日常生活の介護・相談業務

5. 利用料金

1 利用者及び家族代表者は、連帯して、当施設に対し、介護保険サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用金額を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び家族代表者が送付を希望する場合は指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに送付し、利用者及家族代表者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の13日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

(原則：口座振替)

3 当施設は、利用者又は家族代表者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は家族代表者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

6. サービスの概要

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

食事	食事の提供及び食事の介助をします。 調理場で利用者が調理することが出来ます。
入浴	入浴又は清拭を行います。 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

7. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

8. 緊急時の対応

1) 当施設は、利用者に対し、医師の対診が必要と認める場合、利用者のかかりつけ医または協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2) 当施設は、利用者に対し、当施設における施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3)前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び家族代表者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

9. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

10. 苦情の受付について(契約書第 18 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 所長 橋本 明美

受付時間 9:00～17:00

尚、三田市介護保険担当：介護保険課 及び兵庫県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口でも受け付けます。

三田市介護保険課 TEL 079-563-1111

兵庫県国民健康保険団体連合会 TEL 078-332-5617

11. 非常災害対策

災害時の為、随時防災訓練を実施します。その際にご参加いただきますので、ご了承ください。

12. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長 橋本 明美
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 施設職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務

再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染書の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

② 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

施設職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成:利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業について知見を有する者

開催:2か月に1回 (年6回)

会議録:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

16. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

澤 外科

兵庫県三田市屋敷町 17-4

Tel 079-563-2713

岡本病院

兵庫県丹波篠山市東吹 1015 番 1
Tel 079-594-1616

介護老人保健施設 咲楽荘

兵庫県丹波篠山市東吹 976 番 1
Tel 079-590-2121

17. 暴力団等の影響の排除

当施設は、その運営について、暴力団の支配を受けてはいけない事とします。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

- ・サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・当施設職員の指導に従っていただけない場合は、利用を中止させていただく場合があります。

附則1 本重要事項説明書は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 2 月 1 日 改定する。

令和 6 年 4 月 1 日 改定する。